

保存版 ご自宅にお持ち帰りご覧ください。

ゆうせい共済

Y U S E I K Y O S A I

No.445

平成25年9月17日発行



掲載記事の詳細についてはホームページをご覧ください。コールセンターにご照会ください。

(電話番号等は最終ページに記載しています。)



お子様が生まれたときや被扶養者の方が就職したときなどは、勤務先への届出とは別に、「被扶養者申告書」を30日以内に提出してください。

ちょっとひと息

～よもやま話～

郵政共済組合
イメージキャラクター
ゆうぞう

平成9年9月に約3,000通のイメージキャラクターの投票及び愛称の応募により決定されました。

象はみんなで仲良く助けあって生活していることから共済のイメージに合っていたことが決め手だったようです。

今年で16年目を迎えます。今後も共済組合に関わる広報誌等に掲載していきますのでどうぞよろしくをお願いします。



“ハートのしっぽ”が
チャームポイントです。

目次

● 平成25年度 被扶養者の資格確認	2.3
● 被扶養者の要件を欠いた場合には、すぐに手続きを!	4.5
● 組合員証等の確認をお願いします	6
● 9月に標準報酬の定時決定が行われます	7
● 限度額適用認定証、特定疾病療養受療証をお持ちの方へ	7
● 平成25年9月から長期掛金率が変わります	8
● 任意継続組合員に対する宿泊助成を廃止します	8
● 特定健康診査 無料券を配布しています!	9
● 宿泊助成に関するお知らせ	9
● 心の健康電話相談の受付時間変更のお知らせ	9
● 退職したときは、共済年金の届出を忘れずに	10
● 活用しましょう! ジェネリック医薬品 ～お薬代が節約できます～	11
● 「医療費のお知らせ」を送付します	11
● 住宅貸付金の年末残高等証明書をお届けします	12
● 日本郵政共済組合 共済センターの連絡先など	12

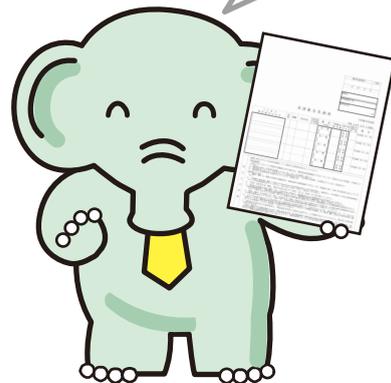
平成25年度 被扶養者の資格確認

共済センターでは、法令に基づき毎年「被扶養者の資格確認」を実施しています。

これは保険診療を適正に受けていただくため、被扶養者に認定されている方が引き続きその資格があるかどうかを確認するものです。

被扶養者として継続して給付を受けるために、必ず期限までに提出いただくようお願いします。

10月31日までに提出してね!



注意

万一、必要な書類が提出されなかった場合は現在お持ちの被扶養者証が無効となる場合がありますので、提出期限を厳守していただきますよう重ねてお願いします。

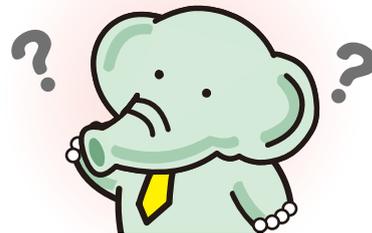


対象者は?

日本郵政共済組合の被扶養者の認定を受けている組合員です。

提出方法は?

手続が必要な方のみ「共済組合員調書」を送付します。



手続が**必要**な方

扶養手当の支給対象となっていない被扶養者が1名以上いる組合員

10月上旬に「共済組合員調書」をご自宅に送付しますので、必要事項を記入の上、確認資料を添付し、10月末日までに提出してください。

手続が**不要**な方

被扶養者が全員扶養手当の支給対象となっている組合員

各社から提供されるデータを用いて資格確認を行いますので、該当の皆さまの手続は不要です。

資格確認の結果は教えてくれるの?

被扶養者の資格確認のための資料が不足している場合には不備通知を、期限までに提出がない場合は督促通知をお送りすることになります。

被扶養者の資格確認ができた場合は通知いたしません。

注意

被扶養者の要件を欠いていると判断された場合は、認定取消の手続が必要です。

「被扶養者の資格確認」は、被扶養者の要件を満たしていることを証明する資料を「共済組合員調書」に添付して、組合員自ら申告していただくものです。

資料を揃えた結果、収入限度額を超過していた場合など、被扶養者の要件を欠いている場合は、速やかに「被扶養者申告書(取消)」を共済センターに提出してください。



《被扶養者担当》

(例)「共済組合員調書」に必要事項を記入したもの

「共済組合員調書」
を見てみよう!

どんな事例が
見えてくるかな?



② 別居の場合は生計維持(仕送り等)をしている証明資料が必要です。

※手渡しでは、生計維持している証明をすることができないので、必ず口座の写しや学費・光熱費の領収書等が必要です。

送金額のめやす

- ア 被扶養者の収入が0円の場合
5万円×12か月=60万円以上
- イ 被扶養者に収入がある場合
被扶養者の年間収入より組合員からの送金額が多いこと。

① 扶養手当の支給対象となっている場合は、確認資料は不要です。

フリガナ 被扶養者の氏名	性別	続柄	生年月日	本年10月1日現	職業 (有・無)	年間収入 推定額	同居・別居 の区分	扶養手当 受給の有無	備考
ユウセイ ハナコ 郵政 花子	女	妻	昭和48.3.31	40	有・無 〔 〕	0	同居 別居	有	確認資料不要
ユウセイ ヨシエ 郵政 好江	女	子	平成1.6.14	25	有・無 〔 大学院生 アルバイト 〕	20万円	同居 別居	無	
ユウセイ ツトム 郵政 務	男	子	平成3.2.8	22	有・無 〔 会社員 〕	150万円	同居 別居	無	
ユウセイ ヒナエ 郵政 華絵	女	母	昭和29.1.1	61	有・無 〔 遺族年金 個人年金 〕	190万円	同居 別居	無	
					有・無 〔 〕		同居 別居		

③ パートやアルバイトの場合は、その旨職業欄に記入してください。

※年間の収入額は130万円未満でも、月額108,334円以上の収入が常態的に引き続き場合は取消しが必要です。

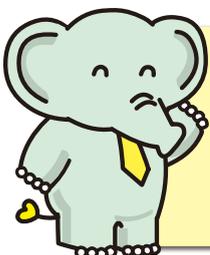
④ 収入限度額(年額130万円)以上であれば認定取消しが必要です。

※就職後、収入限度額に満たない場合でも、他の健康保険に加入した場合は取消しが必要です。
※採用時の雇用条件で、月額108,334円(130万円÷12ヶ月)以上の収入が見込まれる場合は、採用日で取消しが必要です。

⑤ 障害年金受給者又は60歳以上の年金受給者は、収入限度額(年額180万円)以上であれば取消しが必要です。

※非課税の年金(遺族・障害)や個人年金支給額も収入に含まれます。

- 資格確認に関する事例
- 認定取消しの
手続が必要な事例



- ・具体的な記入例や添付書類は同封の「被扶養者資格確認のてびき」をご覧ください。
- ・被扶養者の認定を取消す場合は「被扶養者申告書」に確認資料を添えて共済センターに直接送付してください。
- ・認定取消しに関しては4ページ「被扶養者の要件を欠いた場合には、すぐに手続を！」をご覧ください。

被扶養者の要件を欠いた場合には、すぐに手続きを!

被扶養者としての要件を欠いた場合は、 すぐに認定の取消しの手続きを行ってください。

会社から支給される扶養手当について、収入限度額(年間134万円)超過等により扶養親族の要件を欠くこととなった場合は、原則、日本郵政共済組合の被扶養者の認定取消しが必要になります。

扶養親族の認定取消し手続きを行ったときは、共済センターでの被扶養者の認定取消しの手続きも忘れずに行ってください。



共済組合における収入限度額は次のとおりです。

年額130万円(月額108,334円以上、日額3,612円以上)

※障害年金受給者又は60歳以上の公的年金受給者は年額180万円(月額150,000円以上、日額5,000円以上)

※年額とは向こう1年間の収入推計額であり、暦年(1月から12月まで)の累計ではありません。

なお、採用時の雇用契約条件により収入限度額(年額、月額、日額いずれか)以上になることが見込まれる場合は、採用日から認定できません。



この手続きを怠っていると、後に、要件を欠くに至った日まで遡って認定取消しを行うこととなり、それまでに共済組合の「被扶養者証」を使用して受診した医療費等を返還いただくことになり、中には返還額が高額となるケースが発生しています。

扶養手当が取消しになったら必ず共済組合の被扶養者も「認定取消し」が必要ですか?

例えば、子どもの場合、扶養手当は22歳到達後の3月で支給が終了となりますが、就学中や収入が限度額内である等の理由により生計の過半を組合員が負担している場合は共済組合の被扶養者の認定は継続が可能です。

また、60歳以上で公的年金を受給している場合の収入限度額は180万円であることなど、扶養手当とは基準が異なる点に注意が必要です。

被扶養者の認定取消しに必要な書類はなんですか?

必要書類は次の3種類です。

- 「被扶養者申告書」
- 確認書類(次ページの「取消理由別確認事項及び確認資料一覧」を参照してください。)
- 組合員被扶養者証

なお、提出された書類から取消日が確認できない場合は、追加資料の提出をお願いする場合があります。

書類の送り先はどこですか?

〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1

日本郵政共済組合共済センター(被扶養者担当)あてに送付してください。

※資格確認事務の送付先と異なりますので注意してください。

※資格確認の「共済組合員調書」では認定取消しの手続きはできません。



認定取消しの手続きに、なぜたくさんの書類を送らなくてはいけないのですか?

組合員の皆さまと事業主の会社からお預かりした大切な掛金と負担金が適正に使用されるため厳正な審査を行う必要があるからです。

被扶養者にかかる届出は法令で義務付けられていますので、皆さまのご理解をお願いいたします。

《被扶養者担当》

取消理由別確認事項及び確認資料一覧(抜粋)

※資格喪失証明書の発行が必要な場合は、「証明書発行申請書」を添付してください。

※審査の過程において下記に示す必要書類のほかに追加資料を求めることがあります。

※年額130万円(収入が月単位で判別できる場合は月額108,334円)以上の収入がある場合は取消が必要です。

(障害年金受給者又は60歳以上の公的年金受給者は180万円(同月額150,000円)以上)

取消理由	取消日	確認事項	確認書類 (「事実申立書」以外の証明資料は全てコピーを送付してください)
就職(注)	就職した日	就職した日	辞令 又は 健康保険証(資格取得日が採用日となっているもの)
他の社会保険に加入	他の社会保険に加入した日	他の社会保険に加入した日	健康保険証
収入増加			
(1)賃金や勤務日数など雇用条件の変更があったとき	雇用条件が変更された日	・雇用条件変更前後の雇用条件及び収入など ・雇用条件変更日、雇用単価、時間数など	・雇用条件変更の通知書 ・次の1~3のいずれかの書類 1 給与証明書 2 給与明細書 3 様式「給与等証明書[取消用]」 ※雇用条件変更以前から、連続する3か月の平均額が108,334円以上となった月がある場合は、最初に108,334円以上となった月を含む年の前年から直近までの給与支給額(通勤費・賞与含む。)について証明を受けてください。
(2)繁忙等により実情として勤務時間数が増加したことによる給与の増額	給与が増額となった日	給与の増加した時期、給与支給額	給与証明書 又は 様式「給与等証明書[取消用]」 ※いずれも、連続する3か月の平均額が最初に108,334円以上となった月を含む年の前年から直近までの給与支給額(通勤費・賞与含む。)について証明を受けてください。
(3)歩合制の給与のため結果的に給与が増えた	向こう1年の収入が130万円以上と推計される給料日	月々の給与、給与支給日	
(4)自営業で、月々の収入(報酬)が明らかな職種に従事しており、月々の収入が増加した 【例】販売業、不動産賃貸業、飲食業など	向こう1年の収入が130万円以上と推計された日	・月々の収入、仕入原価、人件費及び地代家賃 ・請負の場合は契約金額、契約を結んだ日及び契約期間	次の書類のうち、該当するもの全て ・収支台帳(収入額、仕入原価、人件費、地代家賃の額が明記されているもの) ・契約書(又は覚書など) ・発注書 ・報酬支給明細書
(5)収入の時期が一定でない職種(農業、漁業等)に従事していて、前年の収入が130万円以上となったとき	確定申告を行った日	前年の収入、収入を得るための経費	直近の確定申告書及び収支内訳書 ※130万円以上の収入となった年及び前年の収入の証明が必要です。
公的年金の受給開始	年金証書又は通知書を受け取った日	受給開始日、年金額	年金決定通知書 又は 年金証書及び初回年金額の振込通知書
公的年金の増額改定	(全収入の合計が限度額以上となる日が判った日)	改定日、改定前後の年金額	年金増額改定通知書及び年金証書 ※改訂前及び改訂後の両方とも提出が必要です。
個人年金等 (公的年金以外の年金保険金の受給開始)	受給開始日	受給開始日 年金保険金の支給額	年金保険証書 又は 初回支給分の振込通知書 ※保険の種類に関係なく、保険金を「一時金」ではなく「年金払い(一定期間継続して支給される形式)」で受け取る場合は上記いずれかの書類を添付してください。
雇用保険受給開始	雇用保険受給開始日(日額3,612円未満は除く)	雇用保険受給開始日	雇用保険受給資格者証(全てのページ) ※受給金額及び受給開始日が明記されていること
扶養替			
(1)夫婦の収入が逆転したことによる扶養替	扶養替の手続が整った日	組合員及び共同扶養者の収入	・組合員及び共同扶養者の収入を証明するもの(同月の給与明細書等) ・扶養替する日付を記載した事実申立書
(2)離婚による扶養替 ア 同居の場合 イ 別居の場合	離婚した日の翌日	離婚した日 離婚した日以前からの別居の状況と生計維持していた事実	離婚の事実と離婚が成立した日のわかるもの(市区町村発行の離婚届受理証明書又は戸籍謄本等) ・離婚の事実と離婚が成立した日のわかるもの(市区町村発行の離婚届受理証明書又は戸籍(除籍)謄本等) ・住民票又は住民票除票(別居した日がわかるもの) ・生計維持状況を記載した事実申立書 ・直近1年間の送金の事実がわかる通帳写し(現金の手渡しによる生計維持は認められません)
離婚	離婚した日の翌日	離婚した日	離婚の事実と離婚が成立した日のわかるもの(市区町村発行の離婚届受理証明書又は戸籍謄本等) ※調停の場合は、調停調書の写しも添付してください。
別居	別居した日の翌日	別居した日	住民票 又は 住民票除票(別居した日がわかるもの)
結婚	結婚した日	結婚した日	市区町村発行の婚姻届受理証明書等

注:交通費を含む雇用条件が、月額108,334円以上の収入があるパート、アルバイト(研修、見習い及び試用期間)等を含みます。

自立、死亡等この一覧に掲載されていない取消理由または一覧表に不明な点がある場合はホームページをご覧ください。



組合員証等の確認をお願いします

組合員証や被扶養者証等は、組合員の皆さまやそのご家族が適正に医療給付を受けていただくために必要なものです。

ご自身の組合員証やご家族の被扶養者証等の保管状況及び紙様式で交付されている証書の記載内容をこの機会に必ずご確認をお願いします。

組合員証等とは

カードまたは紙で交付されている以下の証書を指します。

カード様式で交付されているもの

- 組合員証
- 組合員被扶養者証
- 高齢受給者証
(70-74歳の方の証書で
高齢受給割合が表示され
ているものを指します)



※任意継続組合員の方も同様です。

紙様式で交付されているもの

- 限度額適用認定証
- 特定疾病療養受療証
- 限度額適用・
標準負担額減額認定証

※有効期限が切れていないか、
記載内容に変更がないかを
確認してください。



えっ! どこに置いたかなあ?!
組合員証を失くして
しまったかもしれない…
どうしたらいいのだろう。



確認方法はこちら

組合員証等は以下のとおり確認し、場合によっては、所定の手続きをお願いします。

- ① 組合員、被扶養者ともに一人一枚の組合員証等を持っていることを確認してください。
 - ▶ カード様式の証書のみをお持ちの方については、正しく保管されていることが確認できれば、それで完了です。
- ② 紙様式で交付されている証書で、受領後の状況変化により記載内容に変更が必要な場合は、共済センターに修正後の証書の再交付の申請をしてください。
 - ▶ 紙様式の証書をお持ちの方については、正しく保管されていて受領後の状況に変更がなければ、それで完了です。
- ③ 所在がわからない場合は、速やかに「**組合員証等再交付申請書**」を共済センターに提出してください。
- ④ 「資格を失っているのに持っている」「有効期限が過ぎている」など、既に無効となった組合員証等は速やかに共済センターに返却してください。
なお、被扶養者が資格を失った場合は、組合員証等の返却のほかに被扶養者の取消しの申告が必要ですのでP4をご覧ください。

《被扶養者(資格確認)担当》

9月に標準報酬の定時決定が行われます

共済掛金や給付金の算定の基礎となる標準報酬は、毎年7月1日現在組合員である方について、4月、5月及び6月に受けた給与の平均額を報酬月額として標準報酬等級表にあてはめて決定されます。これを「定時決定」といいます。

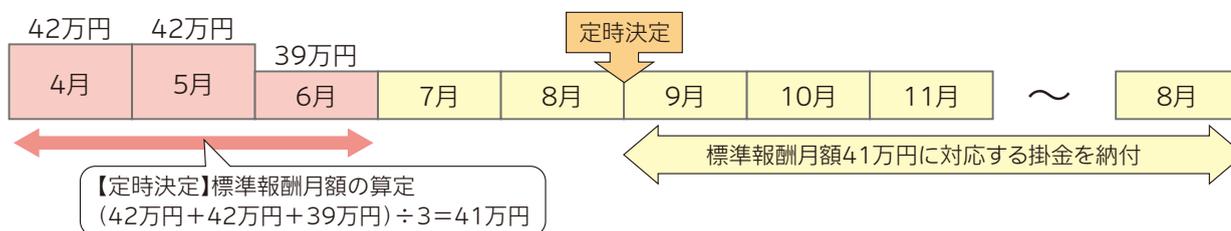


- 1 次の人はその年の定時決定は行われません。
・6月1日以降に共済組合員の資格を取得した方
・7月、8月又は9月のいずれかの月から随時改定が行われた方
- 2 4月に支給される6か月分の通勤手当は、当該支給額を支給月数で除して1か月分にしたうえで4月、5月及び6月の給与に加えて計算されます。
- 3 定時決定の算出には基本給、諸手当等のすべてが含まれます。
なお、支給回数が年3回以下の手当は、定時決定の算定には含まれません。



適用期間

定時決定により決定された標準報酬は、原則、9月1日から翌年の8月31日まで適用されます。ご自身の標準報酬は、給与支給明細書に記載の適用年月及び標準報酬月額を確認してください。



よくある質問

質問

3～5月は超勤が多く、定時決定で標準報酬月額が高くなったが、現在は超勤手当も少なくなり4～6月ほど支給されていない。標準報酬月額を下げることはできないか？

回答

超勤手当など非固定的給与が変動しただけでは標準報酬は改定されません。標準報酬月額の改定には、基本給等の固定的給与が変動することが要件となっています。詳細を確認したい場合は給与支給明細書等を準備の上、コールセンターにご照会ください。

《標準報酬担当》

限度額適用認定証、特定疾病療養受療証をお持ちの方へ

有効期限が到達していない限度額適用認定証又は特定疾病療養受療証をお持ちで、9月1日から定時決定により標準報酬月額が変更になる方は、医療機関の窓口での自己負担額が変わる場合があります。

下記の表に当てはまる方には、9月上旬に新たに適用された自己負担額等を記載した証書を送付していますので、受領後は古い証書を速やかに共済センターに返却してください。

平成25年8月までの標準報酬月額	平成25年9月からの標準報酬月額	限度額適用認定証の適用区分の変更	特定疾病療養受療証の自己負担額の変更(※)
53万円以上	53万円未満	A ➡ B	2万円 ➡ 1万円
53万円未満	53万円以上	B ➡ A	1万円 ➡ 2万円

※：認定疾病名が「人工腎臓(人工透析)を実施している慢性腎不全」で70歳未満の組合員又は被扶養者の方となります。

参考

適用区分A…窓口自己負担額150,000円

なお、総医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を上記金額に加算した額が窓口での自己負担になります。

適用区分B…窓口自己負担額80,100円

なお、総医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を上記金額に加算した額が窓口での自己負担になります。

《被扶養者担当》

平成25年9月から長期掛金率が変わります

	現 行	平成25年9月改定
長期掛金率	8.108%	8.285%



被用者年金一元化法が平成24年8月に可決成立し、平成27年10月共済年金は厚生年金に統一されます。また、長期掛金は、厚生年金保険料と名称が変わり、保険料率は現在も毎年0.177%ずつ上げられています。この上げスケジュールが法律に位置づけられ、平成30年9月に9.15%に統一されます。

保険料率の統一スケジュール



《標準報酬担当》

任意継続組合員に対する宿泊助成を廃止します

「任意継続組合員(永年勤続者)となる方」に対する「かんぼの宿・K K R 宿泊施設利用手帳」の交付(宿泊助成)を廃止します。

1. 廃止理由

保健経理の財政状況を踏まえ、本施策の継続が困難になったため

2. 廃止日等

平成26年3月31日(月)

※平成26年3月30日までの退職者(永年勤続者)で、任意継続組合員資格を取得し、「かんぼの宿・K K R 宿泊施設利用手帳」を請求した方は有効期限満了まで使用できます。

3. その他

かんぼの宿利用提携助成については、引き続き、任意継続組合員も対象とします。

●「かんぼの宿・KKR宿泊施設利用手帳(任意継続組合員向け)」とは

共済組合員期間が20年以上ある永年勤続者が、退職後(又は高齢再雇用社員(フルタイム勤務)の雇用期間終了後)、引き続き、任意継続組合員となった方に対し、申請に応じて交付しているものです。本利用手帳を提示することにより、かんぼの宿やK K R ホテルズ & リゾーツを割引料金で利用することができます。

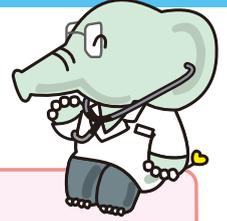
●「かんぼの宿利用提携助成」とは

組合員証又は被扶養者証を提示することにより、かんぼの宿を割引料金で利用することができます。

《助成担当》

特定健康診査 無料券を配布しています！

平成25年6月上旬、今年度40歳から74歳になる被扶養者、任意継続組合員及びその被扶養者の方に対し「特定健康診査」が無料で受けられる「特定健康診査受診券」を送付しています。年に1度、ご自身の健康チェックのために「特定健康診査」を受診しましょう！



《助成担当》

●特定健康診査とは

糖尿病や心臓病等の生活習慣病を予防し、健やかな生活を送るために、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診プログラムです。

宿泊助成に関するお知らせ



平成25年4月1日より、かんぼの宿・かんぼの郷、沖縄指定宿泊施設及び東急ホテルズで宿泊割引を受ける際に記入していただく申請書「宿泊施設利用補助申請・請求書」が変更になりました。(申請書は、各宿泊施設にあります。)

今後は2人以上の組合員及び被扶養者が宿泊した場合でも、割引対象の方全員に申請書を記入していただきます。また、利用目的が次の1～5に該当する場合は割引を受けることはできませんので、申請書でこれに該当しない旨を申告していただくことになります。

1. 業務を目的とする場合(出張、会議、訓練、研修及び赴任等)
2. 転居を目的とする場合
3. レクリエーションサークル主催の全国大会参加を目的とする場合
4. その他各宿泊施設で定める割引対象外の利用の場合
5. その他組合員の健康保持増進を目的とするものとは認めがたい場合

なお、これまでどおり、利用する際に組合員証又は被扶養者証を提示されなかった方、組合員の資格を喪失されている方及び被扶養者の認定が取消されている方は、割引を受けることはできません(組合員証又は被扶養者証は代表者だけではなく、利用される方全員分を提示してください。)

●かんぼの宿・かんぼの郷：一人一泊につき2,000円の割引

共済組合が1,500円分、日本郵政株式会社が500円分を助成します。

●沖縄指定宿泊施設：一人一泊につき2,000円の割引

- ・共済組合が1,500円分を助成し、宿泊施設が500円分を割り引きます。
- ・割引を利用できるのは1施設につき月1回(ただし最大3泊まで)までです。

●東急ホテルズ：一般客室料金から40%の割引

- ・共済組合が20%分を助成し、東急ホテルズが20%分を割り引きます。
- ・割引を利用できるのは、1回の利用で2泊までです。



《助成担当》

心の健康電話相談の受付時間変更のお知らせ

皆さまの健康の保持増進及び利便性の更なる向上を図るため、平成25年4月1日からメンタルヘルス専門「心の健康電話相談」の受付時間を「24時間・年中無休」に変更いたしましたのでお知らせします。

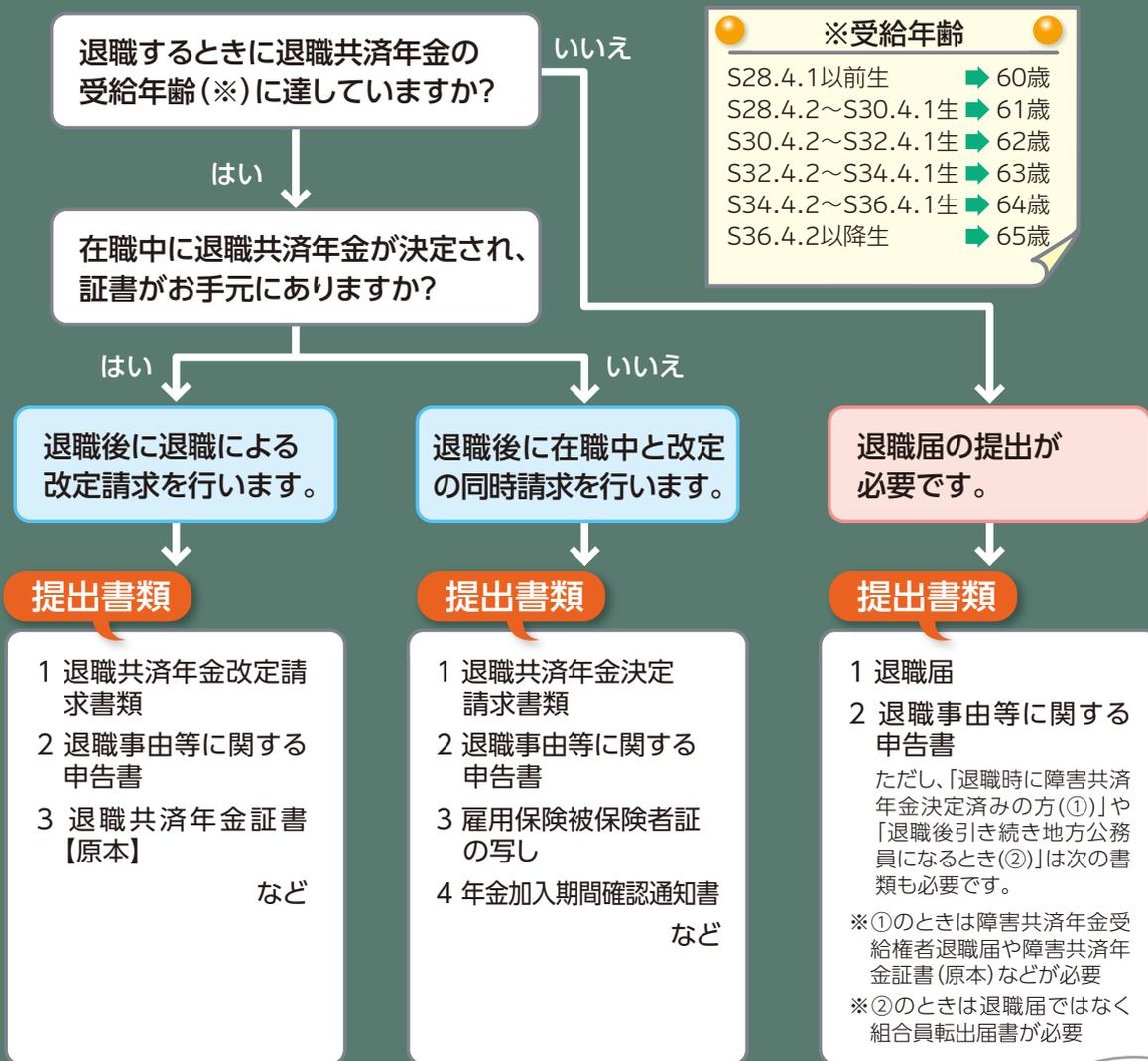
電話番号	フリーダイヤル 0120-84-5225 (全国共通)	※通話料・相談料は無料です。 携帯電話・PHSからもつながります。
受付時間	24時間・年中無休	

《助成担当》

退職したときは、共済年金の届出を忘れずに

退職したときは、年齢に応じて年金請求や退職届の提出などの
 手続が必要です

退職共済年金フローチャート



次の方は、退職時の手続は必要ありません。

退職した翌日に、引き続き

- ・他の国家公務員共済組合に加入する方(加入先に日本郵政共済組合に加入していたことを申し出てください)
- ・再雇用フルタイム勤務社員となる方(共済組合員の資格が継続しますので再雇用フルタイム勤務が終了したときに該当する書類を提出してください)

退職届を提出することで、将来の年金受給にかかる組合員期間を登録してもらおう
 だぞう

退職するときの年齢に応じて共済年金に関する手続をしましょう

《年金担当》

活用しましょう！ジェネリック医薬品 ～お薬代が節約できます～

ジェネリック医薬品とは？

先に開発された先発医薬品の特許期間(20～25年)終了後に、他のメーカーでも製造・販売が認められた後発医薬品のことです。先発医薬品に比べて短期間・低コストで製造できるため、販売価格も抑えることができ、**先発医薬品の半額以上安い薬もあります。**

活用するとどんな効果があるの？

皆さまの薬代の負担が減り、家計も助かります。

また、ジェネリック医薬品のご利用は、皆さまの自己負担の軽減だけでなく、国や共済組合が負担する医療費も削減されるため、今後の短期掛金の引上げ抑止にも繋がります。

年々増え続ける医療費は社会問題となっており、国は有効な医療費の削減策として「ジェネリック医薬品」の普及、利用促進を行っています。

品質は？どうやって利用するの？

国の厳しい審査に基づき、**効き目や安全性は先発医薬品と同等と認められています。**形状、味等はさまざまで、ジェネリック医薬品の方が飲みやすいケースもあります。

ただし、体質によっては効き目や副作用に差が出ることもあるため、治療上の観点から、医師がジェネリック医薬品への変更を不可と判断する場合があります。

かかりつけの医師・薬剤師等とよく相談した上で、体質にあった薬を選びましょう。

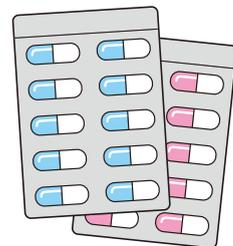
ご自身の処方薬について調べてみたい方はこちらが便利です

Q. 現在使用している処方薬に対応するジェネリック医薬品はあるかな？

⇒日本ジェネリック医薬品学会ホームページの「かんじさんの薬箱」
(URL：<http://www.generic.gr.jp/>)

Q. 現在使用している処方薬をジェネリック医薬品に変えるといくら安くなるかな？

⇒日本ジェネリック製薬協会ホームページの「かんたん差額計算」
(URL：<http://www.jga.gr.jp/easycalc/>)



《給付担当》

「医療費のお知らせ」を送付します

対象の組合員及び被扶養者の医療費等を、世帯単位でまとめて記載した「医療費のお知らせ」はがきを、10月下旬以降、組合員本人のご住所あてに送付します。

1. 目的

皆さまが受診されている医療費の額を認識いただくとともに、医療費の適正化(医療機関からの不正請求の抑止)に資するため。

身に覚えのない受診がないか、受診日数に誤りはないか等をご確認ください。

2. 対象

平成25年4月～5月に保険医療機関等で受診したものの。

ただし、以下の受診は対象外です。

- ①任意継続組合員世帯の受診
- ②一部公費助成を受けての受診
- ③一部の疾病に係る受診
- ④一部の医療機関での受診
- ⑤組合員証や被扶養者証を提示しなかった受診

3. 掲載内容

- ①受診者名
- ②受診年月
- ③診療区分(入院・外来等の別)
- ④医療機関名
- ⑤診療日数
- ⑥総医療費10割(自己負担分1割～3割と、共済組合負担分7割～9割を合算した額)

4. その他

- 「医療費のお知らせ」は、確定申告時の添付資料や領収証としては使用できません。
- 「医療費のお知らせ」の再発行はできません。

5. 送付停止をご希望の方

「医療費のお知らせ」の送付が不要又は送付により不都合等が生じる場合は、**平成25年9月30日(月)までに**コールセンターに申し出てください。

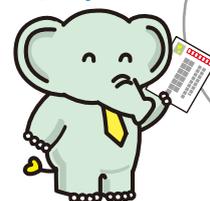
被扶養者の皆さまの医療費情報等を、組合員本人にまとめてお知らせする際の個人情報の取扱いについては、共済組合ホームページをご覧ください。

《給付担当》

住宅貸付金の年末残高等証明書をお届けします

▶ **年末調整・確定申告用の年末残高等証明書を、
9月下旬から10月上旬にご住所あて送付します。**

- 年末調整等の手続に必要なになりますので、手続されるまで大切に保管してください。
- 住宅借入金等特別控除の申告は、初回のみ確定申告を行い、2年目からは年末調整の手続ができます。
 - 詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。



年末残高等証明書



<住宅貸付金の年末残高等証明書の発行対象者など>

①	発行対象者	①及び②のいずれにも該当する方 ①平成10年1月～平成13年6月、平成15年1月～平成25年8月の間に住宅貸付を受けた ②弁済回数が120回(10年)以上の住宅貸付 ※発行対象条件には該当しないが、税務署で住宅ローン控除の対象であると確認されている場合は、年末残高等証明書発行申請書を共済センターに送付してください。
②	再発行	原則として再発行はできません。 やむを得ず再発行を希望する場合は、年末残高等証明書発行申請書を共済センターに送付してください。 ※発行申請書が共済センターへ到着後、発送までに1週間程度かかります。 ※80円切手を貼付した返信用封筒(定形)を同封してください。
③	年明けに発行となる方	以下に該当する方には、平成26年1月下旬から2月上旬に発送します。 ・平成25年9月以降に臨時弁済をして年末残高が変わった方 ・平成25年9月～平成25年12月の間に新規に一般住宅貸付を受けた方
④	平成10年及び平成15年に住宅貸付を受けた組合員の方へ	平成19年以前に住宅貸付を受けた方は居住年月日が不明のため、平成10年及び平成15年に住宅貸付を受けた方も発行対象としています。よって、年末残高等証明書が発行されても住宅借入金等特別控除の対象にならない場合がありますので、ご注意ください。 平成10年に住宅貸付を受けて平成11年に居住を開始した方は住宅借入金等特別控除の対象になりますが、平成10年に居住を開始した方は住宅借入金等特別控除の対象になりません。平成15年も同様です。

《貸付担当》

日本郵政共済組合 共済センターの連絡先など

① 電話によるお問合せ

コールセンター **TEL 0120-97-8484** 受付時間：午前9時～午後6時(土、日、祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く)
※通話料無料。携帯電話・PHSからもご利用いただけます。 **※電話番号はお間違えのないようお願いいたします。**

② 各種手続の方法など

ホームページ <http://www.yuseikyosai.or.jp/>
各種手続のご案内や請求書等の様式類を掲載していますので、申請や届出をする前をご覧ください。
モバイルサイト <http://www.yuseikyo-m.jp>
パソコンでホームページがご覧になれないときでも、どのような手続が必要か確認いただけます。

③ 各種申請・請求書等のあて先

〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1
日本郵政共済組合 共済センター ○○担当 あて

※各種処理を迅速に行うため、必ず記事右下にある担当名を記載してください。 ※郵送料は差出人負担です。



上のQRコードも
ご利用ください。